

平成26年 月 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 楠原 利則 様

福岡県後期高齢者医療検討委員会
会長 馬場園 明

提 言 書（案）

後期高齢者医療制度については、平成20年4月の施行当初から制度廃止の議論が続くなど、先行き不透明な状況が継続していましたが、平成25年8月に提出された社会保障制度改革国民会議報告書において、本制度については「創設から既に5年が経過し、現在では十分に定着している」とし、「今後は、必要な改善を行っていくことが適当である。」との考えが示されました。また、昨年12月には、「法制上の措置」を盛り込んだいわゆる「社会保障改革プログラム法案」が、国会において議決されたところであり、本制度については「存続」との結論に至ったものと考えられます。

このような状況の中、被保険者、医療関係団体、各種医療保険者及び公益の代表で構成される福岡県後期高齢者医療検討委員会は、福岡県における後期高齢者医療制度の保険料率の改定について、様々な観点から検討を行い、被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう、次のとおり提言を行います。

福岡県後期高齢者医療広域連合においては、この提言に十分配慮して、後期高齢者医療制度の適切な運営に努められるようお願いします。

記

1 保険料について

（1） 所得割率及び被保険者均等割額並びに賦課限度額の設定について

保険料の所得割率及び被保険者均等割額の設定にあたっては、医療費の増嵩等により現役世代の負担や公費負担が大幅に伸びる中、ある程度の上昇はやむを得ない状況にある。また、賦課限度額の設定についても、中間所得層の負担軽減を図るために見直しが必要である。

制度の仕組み上、広域連合の裁量の範囲は広くはないが、保険料設定の基礎となる医療費の見込み等については医療費の推移等を勘案し、安定的な財政運営が行えるように十分に配慮しつつ、極力、被保険者の保険料の負担が大幅に増加しないように努めること。

(2) 財政安定化基金について

財政安定化基金については、基金の設置者である福岡県と協議の上、基金の目的である、財政運営上のリスクの担保を確保しながら、基金の活用等により被保険者の負担増を軽減できるように努めること。

(3) 保険料改定に係る広報及び健康づくり等の推進について

制度の円滑な運営には、被保険者の理解が不可欠であり、そのための情報提供にも配慮する必要がある。

今回の保険料率改定にあたっては、福岡県の後期高齢者の一人当たりの医療費が全国で最も高い実情やその要因を含め、被保険者の理解と協力が得られるよう広報・周知に努めること。

また、第2期健康長寿医療計画に基づき、被保険者の健康づくり及び医療費の適正化に向けた各種事業の実施に努めること。

2 その他

今後も国の動向を注視し、高齢者が将来にわたり安心して医療を受けることができる制度とするため、必要な改善を行うよう状況に応じて国や関係機関への要望等を行うこと。